

令和7年度特別区競馬組合一般会計予算

(総則)

第1条 令和7年度特別区競馬組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------|--|
| (1) 年間開催日数 | 98日 |
| (2) 発売場所 | 大井本場、オフト後樂園、オフト汐留、オフト京王閣、オフトひたちなか、オフト大郷、新潟地区、オフト伊勢崎、山形地区、SPAT4、浦和、船橋地区、川崎地区、北海道地区(道営)、北海道地区(ばんえい)、岩手地区、金沢、笠松地区、愛知地区、兵庫地区、高知地区、佐賀地区、BAOO、オッズパーク、楽天競馬、JRAネット投票 |
| (3) 総利用人員 | 2,424万人
(うち大井競馬場入場者数 48万人) |
| (4) 大井競馬場において施行する競走数 | 1,156競走 |
| (5) 他場本場における大井競馬場及び専用場外発売所場外発売 | 浦和本場、船橋本場、川崎本場、広域本場、JRA本場 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 営業収益	211,341,882千円
第1項 競馬開催収益	201,502,750千円
第2項 場外業務収益	9,772,228千円
第3項 その他営業収益	66,904千円
第2款 営業外収益	661,814千円
第1項 受取利息及び配当金	508,748千円
第2項 分担金及び負担金	1千円
第3項 補助金	123,835千円
第4項 還付金	1千円
第5項 長期前受金戻入益	27,687千円
第6項 雑収益	1,542千円
第3款 特別利益	3千円
第1項 固定資産売却益	1千円
第2項 過年度修正益	1千円
第3項 その他特別利益	1千円

支 出

第1款 営業費用	202,662,306千円
第1項 競馬開催費用	194,993,556千円
第2項 場間場外費用	6,872,730千円
第3項 一般管理費	337,409千円
第4項 償却費	458,611千円
第2款 営業外費用	889,211千円
第1項 支払利息	1千円
第2項 株式配当金配分金	326,472千円
第3項 公課費	547,611千円
第4項 その他営業外費用	15,127千円
第3款 特別損失	34,406千円
第1項 固定資産除却損	34,404千円
第2項 過年度修正費用	1千円
第3項 その他特別損失	1千円
第4款 予備費	1,000,000千円
第1項 予備費	1,000,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額248,073千円は、損益勘定留保資金から補てんするものとする）。

収 入

第1款 資本的収入	3千円
第1項 補助金	2千円
第2項 固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	248,076千円
第1項 建設改良費	248,076千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当、退職給付引当金繰入額、賞与引当金繰入額、

法定福利費引当金繰入額及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費（報酬、給料、職員手当、退職給付引当金繰入額、賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額及び共済費） 1, 126, 209千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、94, 734千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数	量
取得する資産	什 器 備 品	投票端末機		1 式

令和7年2月18日 提出

特別区競馬組合管理者 近 藤 弥 生